

議案第75号

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成22年11月30日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20
年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次
のように改正する。

第7条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の
150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23
年4月1日から施行する。

提案理由

議会議員について、人事院勧告に伴う国の指定職俸給表の適用を受ける職員に係る給与改定に準じて期末手当の支給割合を改めるため、本案を提出する。